

東京工科大学の教員の任期に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、本学において任用される教員の任期に関し必要な事項を定めるものである。

(任期を定める組織等)

第2条 法第4条第1項各号により任期を定めて任用する教員の教育研究組織、職名職務、任期及び再任に関する事項は、別表のとおりとする。ただし、学部学科の新設に伴い採用する教授・准教授・講師については、別表の任期に関する規定にかかわらず、任期を4年以内とすることができる。

2. 別表に定める教授・准教授・講師の再任用については、本学における教育・研究の遂行上特に必要と認める場合は、別表に定める再任用任期を定め、雇用契約期間の通算が10年を超えない範囲で再任用することができる。ただし、東京工科大学教員採用選考規程第2条第2項によりテニュアトラックとして採用した准教授・講師については、雇用契約期間の通算が6年を超えない範囲とする。
3. 別表に定める助教・助手の再任用については、助教にあつては研究指導等又は学部における教育等を担当し、また、助手にあつては教育研究の円滑な遂行上やむを得ない事由により、これを継続させることが必要であると認められる場合は、別表に定める再任用任期を定め、雇用契約期間の通算が10年を超えない範囲で再任用することができる。

(職務)

第3条 別表に定める教授・准教授・講師及び助教（以下「任期付教員」という。）は、学部・学環及び大学院における教育・研究又は研究所における研究業務を本務とし、学長、学部長、学環長及び研究科長等の指示に従い、教授会への出席、入試関連業務、大学運営に必要な各種委員会等委員等、必要な業務を行うものとする。

2. 別表に定める助手は、学部・学環及び大学院における教育・研究補助を行うとともに、学部長・学環長及び研究科長等の指示に従い、教授会への出席、大学運営に必要な各種委員会委員等、必要な業務を行うものとする。
3. 任期付教員には、学部長、学環長及び研究科長等の役職教員への就任を免除することがある。

(労働契約)

第4条 前条に基づく任用を行う場合、学校法人片柳学園と当該任用される者との間で任期及びその他必要な事項を定めた労働契約を交わすものとする。

(業績審査)

第5条 任期付教員及び助手の再任用にあつては、当該教員の任期中の業績審査を行うものとする。

2. 前項の業績審査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 教育活動に関する事項
 - (2) 研究活動に関する事項
 - (3) その他本学の管理運営、社会貢献等に関する事項
3. 任期付き教員のうち、教授・准教授・講師及びテニュアトラックとして採用した准教授・講師について、第1項の業績審査の結果、前項各号の業績が特に顕著であり、本学の発展に十分寄与し得る人材であると判断でき、かつ当該教員が希望した場合には、任期の定めのない教員として任用することができる。

(規程の公表)

第6条 この規程を改廃したときは、ホームページ等により公表し、広く周知を図るものとする。

(改廃等)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項及びこの規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が定める。

附 則

1. この規程は、平成15年4月1日から施行し、同日以降に任用される者について適用する。
 1. この改正規程は、平成17年2月16日から施行する。
 1. この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。なお、本改正規程施行日以前に在職する大学院バイオ・情報メディア研究科アントプレナー専攻の助手及び特別な事情のある者については、なお従前の例による。
 1. この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。
 1. この改正規程は、平成23年4月1日から施行する。
 2. この改正規程の施行に伴い、任期を定めて採用する東京工科大学外国人教育嘱託職員に関する規程は廃止する。
 1. この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。
 1. この改正規程は、平成25年4月1日から施行し、平成25年4月1日以降に就任する任期付教員に適用する。
 2. この改正規程施行の日以前に就任した任期付教員については、なお従前の例による。
 1. この改正規程は、平成26年4月1日から施行し、平成25年4月1日以降に雇用契約期間の初日とする任期付教員及び助教・助手から適用する。
 1. この改正規程は、平成27年4月1日から施行し、平成22年4月1日以降に着任した助教・助手から適用する。
 1. この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。
 2. この改正規程の改正日にテニュアトラックとして公募している教員人事については、第2条第2項のただし書き及び第5条第3項にかかわらず、教授をその対象とすることができる。

別表

教育研究組織	対象となる職名	任期	再任に関する事項	根拠
・応用生物学部 ・コンピュータサイエンス学部 ・メディア学部 ・工学部	教授 准教授 講師	3年 (再任用任期：3年以内)	再任可	法第4条第1項第1号
・医療保健学部 ・デザイン学部 ・教養学環 ・バイオ・情報メディア研究科 ・片柳研究所	助教 助手	4年 (再任用任期：4年以内)	再任可	法第4条第1項第2号